

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 保険年金課 給付係	
許 認 可 等 名	特定疾病受療証の再交付	
根 拠 法 令	国民健康保険法施行規則	
根 拠 条 項	第27条の13第8項	
連 絡 先	(電話 621-5159)	
審 査 基 準	基 準	<p>国民健康保険法施行規則第27条の13第8項 世帯主は、特定疾病受療証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに申請書を保険者に提出して、その再交付を申請しなければならない。</p> <p>[添付書類] 特定疾病受療証を破り、汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その特定疾病受療証を添えなければならない。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 即日
	(設定しないものについてはその理由)	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)